

北海道〔地域別〕最低賃金

令和8年10月1日発効

1,131円 時間額

特定最低賃金〔産業別〕
令和8年12月1日発効

処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業
1,160円 時間額

特定最低賃金〔産業別〕
令和8年12月1日発効

鉄鋼業
1,221円 時間額

特定最低賃金〔産業別〕
令和8年12月1日発効

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
1,174円 時間額

特定最低賃金〔産業別〕
令和8年12月1日発効

船舶製造・修理業、船体ブロック製造業
1,162円 時間額

北海道労働局 検索

最低賃金について 検索

「賃上げ」支援助成金パッケージ 検索

最低賃金についてのお問い合わせは、北海道労働局または最寄りの労働基準監督署（支署）まで

厚生労働省 北海道労働局・労働基準監督署（支署）